アジア経済圏における金融・資本市場の発展に向けた課題とわが国金融機関が果たすべき役割

2012年3月 金融調査研究会

「アジア経済圏における金融・資本市場の発展に向けた課題と わが国金融機関が果たすべき役割」

金融調查研究会※

世界の成長センターであるアジア経済圏は、近年、世界的な関心を集めている。環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)をはじめ、アジアを組み込んださまざまな経済連携協定が検討・締結されていることも、その証左といえよう。わが国政府においても、2010年6月に閣議決定された「新成長戦略~『元気な日本』復活のシナリオ」のなかで、7つの戦略分野の1つとして「アジア経済戦略」を掲げていることに加え、「金融戦略」においても「アジアのメインマーケット・メインプレーヤーとしての地位の確立」を2020年までの目標の1つに掲げているところである。

金融庁では、「新成長戦略」を踏まえ、2010 年 12 月、「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン」を公表し、わが国金融機関のアジア域内での活動拡大の方針を示すとともに、2011 年 6 月には、わが国の金融機関の国際競争力の強化、地域経済における金融機能の向上、さらには両者があいまってわが国経済・金融業の一層の発展を図るための中長期的な課題等について検討を進めることを目的として、「我が国金融業の中長期的な在り方に関するワーキング・グループ」を設置し、精力的に議論を行っている。

当研究会では、このような状況を踏まえ、アジア経済圏における金融・資本市場の安定性の維持および成長の持続に資する金融制度・規制のあり方と、その一層の発展に向けてわが国金融機関が果たすべき役割について研究を進め、今般、提言を取りまとめた。

本提言が、関係各方面における議論に少しでも資することができれば幸いである。

※ 金融調査研究会は、経済・金融・財政等の研究に携わる研究者をメンバーとして、1984年2 月に全国銀行協会内に設置された研究機関であり、本研究会の提言は、全国銀行協会の意見 を表明するものではない。

I アジア経済圏を取り巻く現状

1. アジア経済圏の成長とわが国企業の進出状況

アジア経済圏は、1990年代の通貨危機克服後、タイ等の東南アジア諸国連合 (ASEAN)、中国、インド等を中心に急成長を遂げた。これまでの成長の反動、 物価上昇、財政危機を発端とする欧州経済圏の信用不安等の影響を受けて、足

許ではアジアの成長ペースはやや鈍化しているものの、雇用の安定とそれに伴 う堅調な個人消費、企業収益の拡大および設備投資の伸び等から、今後も比較 的安定した成長率を維持していくものと考えられる。

わが国の企業は、これまでアジア諸国を「輸出拠点」、「生産拠点」と捉えて進出を図ってきたが、アジア諸国の内需拡大を踏まえ、近年は最終的な「消費市場」としての発展可能性にも注目し、製造業だけでなく、サービス業等も進出を加速させている。一例として、わが国の在外現地法人(全産業)の売上高、経常利益の地域別のシェアを比較してみると、いずれも、米国の比率が低下する一方、中国等アジアを中心とした新興国の比率が大きく上昇し、まさに「アジアで稼ぐ」構図となっており、特に 2008 年のリーマンショック後は、その傾向が一層顕著である。東日本大震災の影響(リスク分散)や近時の円高に加え、少子高齢化を受けた国内マーケットの縮小等を勘案すると、わが国企業のアジア諸国への進出は、この先一段と加速すると考えられる。

また、わが国企業のうち、中堅・中小企業の海外進出については、大企業と比較して慎重であると言われてきたが、近年では、地方を含め中堅・中小企業の海外進出が活発になっている。実際、海外進出企業全体に占める中堅・中小企業の割合はこの10年で大きく伸びており、現地市場の開拓・拡大、第三市場への輸出等を目的としたアジアへの進出は、企業の規模や業種、地域を問わないものとなってきていることが窺える。

2. わが国金融機関の海外業務の拡大

取引先企業の海外進出に伴い、また国内の資金需要が伸び悩むなか、海外業務に力を入れる金融機関は年々増えており、実際、海外向け貸出残高はメガバンクを中心に国内の落ち込みを補うかたちで増加している。22 年度決算をみると、メガバンク等*における国際業務部門の粗利益は、前年度比 18.5%増の1兆6.416 億円に及んでおり、なかでもアジア諸国の存在感が年々増している。

アジア諸国等への進出に関して、わが国企業においては、資金調達ニーズはもとより、進出前の市場動向等の状況調査から商談会等への出店を含めた進出準備等の活動支援ニーズ、進出後の税務・法務・労務等を含めた総合的なコンサルティングニーズのほか、現地のみならず近隣諸国を含めた企業とのビジネスマッチングニーズも存在するなど非常に多岐にわたる一方、現状では、国内と異なり、金融機関としてはそのサポートに限界があるのも事実である。したがって、わが国金融機関は、必要に応じて地元金融機関や政府系金融機関等と

^{*} みずほ銀行、三菱東京 UFJ 銀行、三井住友銀行、りそな銀行、みずほコーポレート銀行

も連携しつつ、可能な範囲で取引先企業のニーズを満たすような取組みを行っているというのが実情である。

地域金融機関については、取引先の海外進出をサポートすることを目的に、 駐在員事務所等を活用しながら、輸出に係る貿易業務の支援、現地の規制等に 関する情報収集・情報提供による支援、現地の提携銀行を通じた融資(スタン ド・バイ・クレジット業務)等を行っている姿が典型といえよう。

他方、メガバンク等では、こうした取引先支援に加え、現地法人・支店を設置し、円・ドルの外貨建て融資を中心として、取引先の長期的・安定的な資金調達ニーズに応えるとともに、近年では、キャッシュマネジメント(決済・資金管理等)、トレードファイナンス、セキュリティーズサービス(カストディ等)を提供する「トランザクションバンキング」に力を入れている。また、インフラを中心としたプロジェクトファイナンスについては、欧州経済圏における信用不安等を受けた海外の金融機関の体力低下やリスク回避姿勢が強まるなか、官民一体となった取組み等の効果もあり、わが国金融機関の存在感は増している。加えて、現地の非日系企業やアジア市場への進出を企図する欧米企業からも、わが国金融機関へのアプローチが増えている状況にある。

このように、業態・規模等によりその取組み状況や内容に差はあるものの、 ①わが国企業のアジア諸国への進出支援、②自らの収益機会の追求、の両面から、近年、わが国金融機関のアジア諸国における業容は拡大しつつある。一方で、現地拠点の拡充等を通じた安定的な資金調達、現地通貨による与信提供、情報収集やコンサルティングのより一層の充実、リスク管理の強化、グローバルに活躍できる人材の雇用・育成といった課題も少なくない。

3. アジア経済圏における金融制度

アジア経済圏の金融・資本市場の特徴としては、近年、アジア債券市場育成 イニシアティブ (ABMI) やアジア・ボンド・ファンド (ABF) といった取組み により、証券市場が徐々に整備されつつあるが、依然、商業銀行を軸とする間 接金融が中心となっている。

望ましい金融制度は、各国の歴史的経緯や発展状況によって異なるが、一般的に、公開市場が発展途上にあり、情報の非対称性が存在すると考えられる新興国においては、リスク管理の観点からも銀行貸出が望ましいことが、間接金融中心となっていることの一因と考えられる。

アジア経済圏においては、中国や韓国を除けば、直接金融のシェアは限られており、長期的展望に立った場合には、証券市場の整備は引続き重要な課題と考えられるが、間接金融中心という現状に照らすと、アジア経済圏の発展のた

めには、当面、銀行部門が成長資金の供給という使命を円滑に果たせるように することが重要である。

また、アジア諸国における銀行業に係る規制については、①国内銀行にも適用されるが外国銀行にとってはクリアすることがより困難な規制(流動性規制、大口融資規制、特定業種向けの貸出規制、預貸比率規制等)のほか、②外国銀行に対してのみ課される規制(地場銀行への出資規制等)が存在する。また、基本的な法制度等の整備が不十分であったり、法令等は整備されていたとしても残る解釈や運用面の不確実性のため、業務展開上重要な法制度等の予見可能性が低いといった問題がなお存在しており、金融機関がアジア諸国において円滑な資金供給機能を果たす際の障壁となっている。無論、自国の金融機関や産業を保護しつつ育成する観点から、一定の規制を行うことは理解できるものの、国際的な競争環境からの隔離は、長い目で見た場合に必ずしも自国経済の発展にプラス要因とはならないことを再確認し、既得権益にとらわれず状況に応じて規制の見直しや改善を図っていくことは、すでに世界の成長センターとして世界経済に対しても大きな責任を持つアジア諸国にとっても重要な視点であると考える。

以上のような認識のもと、以下、各主体に向けて研究会としての提言を行う。

Ⅱ 提言

1. わが国金融機関への提言

- ◇わが国金融機関は、アジアの成長とともに増していく現地の資金需要 を確実に取り込むことにより、収益力を強化し、競争力を高めていく べきである。
- ◇地域金融機関については、アジアへ進出する取引先が業種や規模を問わず今後一層増えていくことを踏まえ、企業側のさまざまなニーズに対して積極的に応えていくことができるよう、他行との連携を含め、体制の充実を図るべきである。
- ◇メガバンク等主要行については、「アジアのメインプレーヤー」の地位を確立すべく、現地拠点への権限委譲を進めるとともに、現地の優秀な人材を確保・活用すること等によって一層の「現地化」を図り、意思決定スピードを速め、ビジネスチャンスを確実にものにしていくべきである。

前述のとおり、アジア経済圏の成長ペースはやや鈍化しているものの、今後も引続き世界経済を牽引していくものと考えられる。一方で、人口減少に転じたわが国では国内市場の大きな成長は望めないことに鑑みれば、わが国経済がアジア全体の経済成長に貢献するとともにその果実を取り込んで一体となって発展していけるかどうかが、ポイントとなる。わが国金融機関は、そうした観点においても主導的立場を担うことが期待される。その際には、①資金需要をはじめ、取引先企業のアジア進出に伴うさまざまなニーズに応えることにより、「わが国の実体経済を支えていく」こと、②将来性が期待できるアジア諸国における金融ニーズ(非日系企業やインフラ整備需要等を含む)に応えることにより、当該地域の発展に貢献するとともに「自らも成長していく」こと、という2つの視点が考えられる。

わが国企業においては、企業の規模や業種、地域を問わずに底堅い成長が見込まれるアジア諸国への進出を加速させている。ただし、中堅・中小企業については、大企業と比較した場合、経営リソースが限られること等により、海外進出の際に金融機関に求めるニーズは、より細かくかつ広範なものとなる傾向が見られる。金融機関にとって、取引先企業によって異なるニーズを見極めながら、的確なアドバイスを行い、目標達成までのサポートを行うことは、わが国の実体経済を支えていく意味からも非常に重要である。

とはいえ、大半の地域金融機関においては、自身もリソースが限られるうえに、国際業務から撤退した苦い経験を持つ場合も少なくない。したがって、特に海外拠点を持っていない金融機関においては、当面は、日本貿易振興機構(JETRO)の国内外の拠点や、国際協力銀行(JBIC)のジャパンデスク等に人材を派遣することにより人材育成を行い、海外取引に関する情報収集能力を高めながら対応体制を模索するなかで取引先のニーズを吸収し、単独で対応できない場合には、提携先銀行や公的機関へ橋渡しを行っていくかたち等が考えられよう。

しかし、アジアへ進出する企業が今後より拡がりをみせ、アジアで業務を展開することが中堅・中小企業においてもより一般化してくるであろうことに鑑みれば、地域金融機関といえどもそのレベルの体制に留まっているべきではない。今後ますます企業側の要求レベルが上がっていくことを考えれば、現地に進出する企業を後追いするスタイルや、現状のように国内を中心とした体制をベースとしてできることだけを行うといった間接的支援にとどまっていては、サービスレベルの質、量、スピードともに、早晩、企業側の要求レベルに届かなくなる。特に成長力が高い企業ほど、欧米金融機関を含めたライバルに奪わ

れる可能性が高く、せっかくの収益機会を逸することにもなる。海外に進出する企業を真の意味で支えるためには、金融機関自身が企業を凌駕する情報収集力、ネットワーク力、さらにはそれらにもとづく分析・提案力を持たねばならない。どのような戦略と体制で対応するかについては各個別行の特質により多様な選択肢があり得るが、金融機関自らが成長・発展していくためには、多少リスクを負ってでも海外における資金需要を本気で取り込む方向へ経営の舵を切っていかなければならない競争環境にある。また、顧客企業の海外進出支援は、日本の今後の発展を支えるための金融機関の社会的使命でもあることを自覚すべきである。

無論、当初は、相当なコストがかかることを覚悟しなければならないが、種を撒かないことには収穫は不可能であることを、改めて認識しなければならない。地域金融機関といえども、顧客企業の支援を通じてアジア地域を自らの地域として取り込みつつ成長するための戦略が問われている。なお、地域金融機関それぞれが個別にそうした体制を構築することは、必ずしも効率的とはいえない。したがって、一定の金融機関が集まって共通の情報インフラ等のプラットフォームを整備し共同利用するといったこと等も、検討に値しよう。

また、メガバンク等すでに一定の海外拠点や人材を有する金融機関は、日系 企業のみならず今後成長が見込まれる非日系企業も取り込んで資金ニーズへの 対応をはじめとする金融サービスを提供し、確実に収益基盤を拡大していくべ きである。現地の地場銀行や強力なネットワークを有する欧米金融機関に伍し ていくには、適切なリスク管理の下、現地の情報、特に企業や経営者との直接 の関わりや人的ネットワークのなかで初めて見えてくるいわゆる「ソフト情報」 をいかに入手し、いかに早く的確な判断をすることができるかがカギになって くる。一般には、現地の日系企業が持つ、時間をかけて築かれた信頼関係にも とづく人的ネットワーク等を通じて、情報生産ルートを確保することがまずは 重要になってくると考えられる。正確な情報をライバルに先んじて入手して企 業側のニーズに迅速に応えていくことは、営業の要諦であり、リスク管理の核 心でもある。そのためには、本国の本部主導の既存の体制を再点検し、必要に 応じて現地拠点に融資決裁等の権限を大幅に委譲する等、いわゆる「現地化」 への転換を図っていくことも1つの方策であろう。その際、単純に権限を現地 に委譲するという方法もあるが、目的とするところは、属人的(非システマテ ィック)に集積・蓄積されているソフト情報を最大限活用する点にあることか ら、アジア各国におけるリスク自体は国内本部で一元管理しつつ、現地(海外 拠点)と本国本部が IT 技術等のノウハウを駆使することによりコミュニケーシ ョンを深化させ、適時適切に取引先に対し協働してアプローチを図れるような 仕組みを構築するといった方法による「現地化」も考えられよう。加えて、そ うした「現地化」を実現し、確実にビジネスチャンスをものにするためには、 グローバルに活躍できる人材育成はもとより、現地の優秀な人材(幹部候補を 含む)を確保し、活用することも必要となってくる。そのようなことを考えた 場合、現在の国内を中心とした雇用スタイルや人事・評価体系の見直し、キャ リアパスの明確化等も課題となろう。また、現地に一定の権限や責任を与える 以上、全社的なガバナンスをどう管理していくかという問題も併せて検討して いく必要がある。

なお、中間層が増えていくことが予想されるアジアにおいては、法人のみならず個人の資金需要も高まることが必至である。コストは高いが収益性も高い消費者金融ビジネスにどう向き合っていくかということについても、世界人口の半数を持つアジアが世界経済の中心となる時代を見据え、長期的視点から真剣に考えていくべきであろう。

さらに、一口にアジアといっても、歴史、文化、国民性等は国によって異なるように、各国経済のポテンシャルも一様ではない。グローバルに展開している欧米金融機関においては、特にリテール業務については、入念な市場調査の下、高成長が望める市場や市場規模が小さくても他行対比で優位性を持つ市場に資源を集中投下する傾向が見られる。リソース(資本・人)の最適配分は、わが国金融機関にとっても重要な課題となる。

以上のように、アジアに進出しようとするわが国企業を支えていく面からも、 非日系企業を含めた現地の資金需要を取り込んでいく面からも、金融機関が抱える課題は多く、しかも克服は簡単ではない。しかしながら、欧米の金融機関が財政不安や規制強化等を受けて、資産の圧縮や業務の縮小を図っている現状は、わが国金融機関にとっては好機ともいえる。縮小していく市場(日本)を拠点とする金融機関が生き残っていくためには、まして新成長戦略に掲げる「アジアのメインプレーヤー」を目指すのであれば、いずれも克服すべき課題であり、今後の金融機関の取組みに期待したい。

2. わが国政府等への提言

- ◇わが国政府は、わが国の企業・金融機関がアジア経済圏においてスムーズにビジネス展開ができる環境を整えることに尽力すべきである。 具体的には、経済連携協定等の一層の推進を図ること、アジア諸国の制度・規制の透明化に貢献すること、現地通貨の調達の安定化に向けた施策を講じることが求められる。
- ◇金融監督当局は、アジア経済圏の発展に向けて貢献するとともに自ら成長を図ろうとする金融機関が萎縮せずに適切なリスクをとることができるよう、十分留意して監督を行うとともに、その姿勢を指針等を通じて明らかにしていくべきである。
- ◇公的機関、政府系金融機関においては、金融機関による取引先企業の アジア進出に係る支援体制の一層の整備を図るとともに、信用力等を 生かして適切に民業を補完することにより、わが国企業・民間金融機 関の飛躍に貢献すべきである。

現在、わが国においては、アジア諸国と経済連携協定(EPA)、自由貿易協定(FTA)を締結し、より効率的な産業構造への転換、競争条件の改善を図るなど、経済の活性化に向けて精力的に取り組んでおり、TPP についても交渉参加に向けた協議を行うことが表明されたところである。わが国政府としては、わが国はもとよりアジア経済圏の発展に向け、金融・資本市場の整備についても適切なイニシアティブを発揮することが期待される。

後述のとおり、アジア諸国においては、依然として外国銀行に対して特異なハードルを設ける等、必ずしも競争環境のイコール・フッティングが図られていない。わが国政府においては、上記のような経済連携協定等の推進等により、わが国企業・金融機関が実力を十分に発揮できるような環境を整えることに一層尽力すべきである。また、そうした取組みと並行して、国によって異なる規制・制度、特に公にはされていないような審査時等における要件を整理して可能な限り詳らかにしつつ、透明性を高めるよう各国政府に働きかけることも、わが国企業や金融機関の海外進出の助けになろう。

さらに、アジア国内に十分な拠点を有しない外国金融機関にとっては、現地 通貨の調達に限界があることから、企業の資金ニーズに十分に応えられていな のが実情である。そのようななか、日本銀行とタイ中央銀行との間の取決めに より、タイ中央銀行がわが国金融機関等に対して行う資金供給取引の一部につ いて、日本国債が適格担保として認められることとなったことは評価できる。 わが国政府・日本銀行においては、このような取組みを拡げ、わが国金融機関が現地の資金ニーズに適切に応えることができるよう引続き努力することを期待する。特に、緊急時の流動性確保は、金融機関にとって重要な問題であり、当該国の金融システム安定の観点からも、さまざまな方策を検討すべきである。

現在、リーマンショック後の金融危機を受けて、自己資本比率規制や報酬規制といった国際的な金融規制の強化が進んでいる。欧米金融機関と比較して傷が浅かったわが国金融機関においても、そうした規制が過剰に強化されることとなると、企業に対する適切な資金供給が難しくなることも懸念される。しかし、商業銀行にとっては、適切なリスクを取って将来性のある企業を支えていくことは、まさしく本業であり、使命でもある。したがって、金融監督当局においては、国際的な合意を尊重しつつも、わが国金融機関が適切なリスクテイクに対して委縮しないよう配慮した、慎重な舵取りが望まれる。また、金融機関が当局の姿勢を的確に理解できるよう、一層のコミュニケーションを図っていくことが求められる。

なお、現行法上、海外の銀行と業務提携を行っている場合であっても、出資 比率が 50%未満の場合には、当該提携銀行は邦銀の銀行代理業務を行うことは できない。そのため、出資関係にかかわらず、わが国銀行の顧客企業が海外に 進出した際に提携銀行を通じて金融サービスを受けることができるように、当 局は海外提携銀行の業務の媒介に係る規制緩和を検討すべきである。

JBIC、アジア開発銀行(ADB)、JETROといった政府系金融機関等では、近年、さまざまなかたちでわが国の民間金融機関との提携を進めている。一例を挙げると、JBICにおいては、これまでの海外業務における実績や信頼にもとづき、各国政府に対して、わが国企業の技術力やわが国金融機関の資金力を活かした官民一体のソリューション・パッケージを提供するなど、アジア経済圏の発展およびわが国産業の国際競争力の維持・向上に貢献している。JETROにおいては、2011年4月から、国内外の事務所に全国の地域金融機関から職員を受け入れ、金融機関による中小企業等のアジア地域への進出支援体制の整備・強化に貢献している。今後、わが国企業・金融機関のアジア諸国への進出がさらに加速するなかで、これらの機関がその公的な信用力を活かし、民業を補完していくかたちで、わが国企業・金融機関、ひいてはアジア諸国の発展に貢献していくことが期待される。

なお、人口減少が確実視されているわが国にあっては、業種を問わずグロー バル化が不可避であり、国力の維持・発展の観点から、国際的に活躍できる人 材を輩出していくとともに、国外から優秀な人材を受け入れていくことも重要となる。一部の大学では、秋入学への移行を検討する動きも出てきているが、今後は、初等教育から高等教育まで一貫して、グローバル化への対応を意識して体制を構築していく必要がある。わが国政府は、そのような検討や取組みを後押しすべく、留学等の制度の充実や資金面での補助等を含め、長期展望を持ち積極的に関与していくことが望まれる。

3. アジア諸国の政府への提言

- ◇アジア諸国の各国政府は、金融システム全体のリスクをモニタリングする「マクロ・プルーデンス」の視点に立ち、各国当局(中央銀行を含む)と連携を図りながら、域内の金融システムの安定・強化に努めるべきである。
- ◇持続的な経済成長・発展を実現する観点から、情報インフラの整備等 を通じて自国の金融システムの基盤強化を図るとともに、自国経済の 効率化と競争力強化に繋がらないと判断されるような施策(外国金融 機関への規制を含む)は、長期的発展を見据え、状況に応じて果断な 見直しを行うことが期待される。
- ◇アジアの資金を長期安定資金として効率的に活用する仕組みを構築する観点から、アジア債券市場の整備・育成に引続き注力すべきである。

アジア経済圏は 1990 年代の通貨危機を克服し、近年は総じて堅調に成長を遂げている。しかしながら、今後の持続的な経済成長を実現するためには、アジア通貨危機およびその後の世界的な金融危機の反省を踏まえて、金融関連危機の再発防止に努めていくことが求められる。

具体的には、個々の金融機関の健全性に焦点を当てたミクロ・プルーデンスの視点だけではなく、金融システム全体のリスクをモニターするマクロ・プルーデンスの視点に立ち、資産価格や国内総生産(GDP)といったマクロ経済指標の動向も踏まえて、危機が顕在化する前に適切なリスク分析にもとづく効果的な施策を実施することが重要であり、マクロ、ミクロ双方の視点に立った多角的な管理、監督が求められる。

また、アジア経済圏内の取引が活発化していることに鑑みれば、国内の規制・ 監督当局と金融・財政当局との連携はもとより、各国当局間(中央銀行を含む) においても連携を密にし、有機的な監督体制を構築するとともに、アジア全体 の金融・資本市場の透明性向上に努めることが、投資サイドの安心感を高める ことに繋がり、金融市場・為替の安定にも貢献することとなろう。

さらに、アジア諸国においては、外国銀行に対する特有の規制が、現在もなお数多く存在する。例えば、新規支店開設の制限、営業形態や雇用面の制限、自国通貨の取扱いに係る要件設定、地場銀行への出資規制等である。また、必ずしも外国銀行のみが対象となっているわけではないが、過剰な流動性規制や特定業種への貸出比率等の維持を課しているような制度も見受けられる。自国金融機関・産業の育成・保護等の観点から、一定の規制を課す意図は理解できるものの、外国金融機関の参入や円滑な業務運営の障害となり得る規制は、中長期的には自国金融機関・産業の効率化や競争力向上の阻害要因となるばかりか、持続的な経済成長を妨げるおそれがある。

したがって、アジア各国政府は、情報インフラの整備等を通じて金融システムの基盤強化を図るとともに、今一度自国の制度・規制を点検し、各参加主体の声にも真摯に耳を傾けながら、中長期的な観点から自国経済の効率化や競争力強化に繋がらないと判断されるような施策(外国金融機関への規制を含む)については、果断に見直しを図るべきであろう。さらに、アジア経済圏はその多様性に魅力、強みがあるとも考えられるが、経済発展に貢献しようとする外国企業、銀行にとっては、少なくとも制度面のインフラや規制等については、でき得る限り統一されていることが望ましい。例えば、外国金融機関の監督等においては英文資料の提出を認めるような施策も含め、競争環境の真のイコール・フッティングを確保し、内外の金融機関の競争力・パフォーマンスを高めることができるよう、各国政府が前向きに取り組むことが期待される。

他方、現在のところ間接市場が中心となっているアジア経済圏にあって、アジア債券市場を整備するために、アジア債券市場フォーラム(ABMF)において、域内クロスボーダー債券取引に係る市場慣行の標準化や規制の整合性の確保等が検討されている。中長期的には、アジア通貨危機再発防止の観点からも、アジアの資金をアジアに留め、長期安定資金として効率的に活用する債券市場の仕組みを構築することは大変重要な課題である。

したがって、アジア諸国においては、そうした枠組みの整備と併せ、市場参加者の啓蒙・支援など、域内の債券市場の育成に向けた地道な努力を継続していくことが求められる。

以 上